

## 法学部 国際関係法学科

### ディプロマ・ポリシー

#### 1. 卒業要件

以下の修得する能力を身に付け、専攻科目から 78 単位以上、関連科目及び専攻科目から 8 単位以上、共通科目から 28 単位以上、専攻科目、関連科目及び共通科目から 16 単位以上、合計 130 単位以上を修得し、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（法学）の学位を授与する。

#### 2. 修得する能力

- (1) 法学及び政治学の専門学智を基礎に、多様な価値観の理解と、批判的思惟の力を身に付けている。
- (2) 変容する国際社会の秩序構成に寄与できる識見を有する。
- (3) 国際化に起因する諸現象を法的・政治的観点から学術的に深く掘り下げて理解しうる識見を具えている。
- (4) 多様な文化を受容し、異文化交流に貢献することができる。

#### 3. 卒業後の進路

卸・小売り、マスコミ・情報、運輸・旅行関連の各業界及びそれらの外資系企業、並びに外務省及び国際機関の職員等への就職、更に大学院・法科大学院への進学が期待される。

### カリキュラム・ポリシー

#### 1. 体系（構成）

- (1) 国際関係法学科の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。
  - ①専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
  - ②関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。
  - ③共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。
- (2) 国際関係法学科では、基礎的な法律科目と併せて国際関係法にかかわる様々な科目を修得していくと同時に、国際社会についての知識を深めるための政治や経済系の科目、あるいは国際社会について学ぶために不可欠な外国語を平行して履修していく構造になっている。基本的な科目の学修を踏まえて、各自が将来の進路や問題関心に応じて必要な科目を選択できるようなシステムになっている。導入、基本、応

用という流れに即して、段階を追って必要な科目の履修を進める。

- ①1 年次には、導入科目並びに国際関係について勉強するための基盤となる政治や語学の科目を学修する。1 年次後期には、基本的な国内法を学修する。
- ②2 年次から 3 年次には、国際法、国内法及び政治学の専門的、応用的な科目を学修するとともに、高いレベルの英語科目及び英語以外の専門外国語科目を学修する。

## 2. 特色

- (1) 専門科目への円滑な移行を可能にする入門科目を導入している。
- (2) 専門学智の習得を可能にする一貫した講義の配置を実現している。
- (3) 法学・政治学における専門的学智と識見を修めるための体系的で高度な講義を行う。
- (4) 専門学智と批判的思考力を体得するための双方向的少人数ゼミナール形式の教育を行う。
- (5) 学生の多様な意欲と価値観に応じた教育を可能にする専門演習を行う。
- (6) 国際社会の多方面で活躍することができるための社会で生きる力を養う教育を行う。
- (7) 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるような教育を行う。

## 3. 具体的な教育内容

### 〔導入科目〕

法律学を学ぶ上での基礎力を身に付ける。

### 〔国際関係法科目 A 基本科目〕

国際関係法の基本的専門知識の習得とそれを用いた法的思考力を身に付ける。

### 〔国際関係法科目 B 発展科目〕

国際関係法の発展的分野における法的問題解決能力を身に付ける。

### 〔政治学科目〕

政治学・国際関係分野の専門知識の習得とそれを用いた国際社会の問題の分析力を身に付ける。

### 〔基本法律科目〕

法律学の基本となる専門知識の修得とそれを用いた法的思考力・法解釈力を身に付ける。

### 〔基礎・発展法律科目〕

基本的な法的思考力の上に発展的な分野における法的問題解決力を身に付ける。

### 〔専門語学科目〕

国際関係及び国際関係法の分析力を向上させるための専門的な語学力を身に付ける。

### 〔演習・実務関連科目〕

法的・政治学的な議論を行うことができる力を身に付ける。

## アドミッション・ポリシー

### 1. 求める学生像

国際関係法学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備え、かつ、大学での学修に必要な基礎学力を有している者を求める。

- (1) 法学・政治学の専門学智、多様な価値観の理解、及び批判的思惟の力を修得できる学習力を有する者。
- (2) 変容する国際社会の秩序構成に寄与できる識見及び国際化に起因する諸現象を法的・政治的観点から学術的に深く掘り下げて理解しうる識見を修得できる学習力を有する者。
- (3) 多様な文化を受容し、異文化交流に貢献することに意欲的な者。

### 2. 選抜方法

国際関係法学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

- (1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター併用型入試）

高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価して判定する。また、一般・センター併用型入試では、合否判定に利用する科目として一般入試から必ず英語を、大学入試センター試験から数学を採用するなど、国際関係法学科において専門知識を修得するための語学力及び数学的思考力を有しているかも併せて評価する。

- (2) 特別選抜（指定校推薦入試、公募制推薦入試、併設高校からの推薦入試）

特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。また、公募制推薦入試では、高等学校 3 年次でも数学科目を履修していること、英語の資格・検定試験のスコアを出願資格に加えることにより、数学的思考力や語学力を有する者を評価する。特別選抜入試では受験者に小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

- (3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）

多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。